

## 訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

### 【会社法・商法Ⅱ】

| 頁数 | 問題番号  | 誤  | 正 |
|----|-------|--|---|
| 64 | 21-14 | 設立時募集株式の申込みをした者に対する株式の割当に関する決定は、発起人組合の業務執行の決定として、 <b>1人1議決権</b> の多数決による（民670）。よって、発起人はその引受けに係る株式数に応じて議決権を行使することが <b>できるわけではない</b> 。一方、当該割当に関する決定につき、発起人の過半数の一致を要するか否かについて争いがあり、ハンドブック第4版松井P86では、「同様の条文構造をとる譲渡制限株式以外の株式の割当てに関する議論（法204条1項の割当自由の原則。新版注釈会社法(7)54頁）を踏まえると、発起人の過半数一致を要しない」とされており、 <b>発起人代表の適宜の決定によっても差し支えない</b> という見解が示されている。そこで、この見解に基づいて判断し×とすることも可能であるが、現場での柔軟な対応が必要となる。 |   |